

指定特定相談支援及び指定障害児相談支援 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援サービス及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援サービス（以下「指定特定相談支援等サービス」という。）を提供します。

この説明書は、当事業所と指定特定相談支援等サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	3
4. 営業時間	3
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
7. サービスの利用に関する留意事項.....	4
8. サービス実施の記録について.....	5
10. 苦情の受付について.....	5

地域生活支援事業所アシスト

当事業所は鹿児島県の指定を受けています。

(指令始地福 75 号)

1. 事業者

名 称	有限会社 アシスト
所在地	鹿児島県始良市平松2004番地1
電話番号	0995-65-6578
代表者氏名	代表取締役 原 俊弘
設立年月	平成20年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業者 平成25年4月1日指定鹿児島県75号
事業所の名称	地域生活支援事業所アシスト
事業所の所在地	鹿児島県始良市平松6488番地
電話番号	0995-73-5842
管理者氏名	管理者 樋之口 亮 (専任・兼任)
事業の目的	障害者総合支援法に規定する指定計画相談支援及び児童福祉法に規定する指定障害児相談支援の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の立場に立った適切かつ円滑な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供を確保することを目的とします。
運営方針	<p>① 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて適切なサービスが利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>② 利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>③ 市及び障害福祉サービス事業所との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとし、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p> <p>④ 関係法令等を遵守し、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を実施します。</p>
開設年月	平成25年4月1日
事業所が行なっている他の業務	地域活動支援センターI型事業の受託経営 心神喪失者医療観察法指定入院医療機関地域共生事業の受託経営

3. 事業実施地域

始良市

4. 営業時間

営業日	火曜日～金曜日 但、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）、お盆（8/14～8/15）は休業
受付時間	午前9時～午後5時15分
サービス提供時間帯	午前9時～午後5時15分

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名	名	1名	1名	従業者及び業務の管理
2. 相談支援専門員	3名	名	2.3名	1名	生活全般に係る相談サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成 継続的なモニタリング

当事業所では、利用者に対して指定相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容

①サービス等利用計画（及び障害児支援利用計画）の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画（及び障害児支援利用計画）を作成します。

〈サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成の流れ〉

①利用者及び家族等に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

②把握した課題等に対するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画（及び障害児支援利用計画）の原案を作成します。

③作成したサービス等利用計画（及び障害児支援利用計画）の原案に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集して、サービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

④担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画（及び障害児支援利用の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、サービス等利用計画を完成し、利用者及び福祉サービス等の担当者に交付します。

②継続的なモニタリングの実施

- ・ モニタリング計画に基づいて利用者及びその家族等と面接し、経過を把握します。
- ・ サービス等利用計画（及び障害児支援利用計画）の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画（及び障害児支援利用計画）の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③サービス等利用計画（及び障害児支援利用計画）の変更

利用者がサービス等利用計画（及び障害児支援利用計画）の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画（及び障害児支援利用計画）の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画（及び障害児支援利用計画）を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

（２）利用料金

①サービス利用料金

指定計画相談支援（及び指定障害児相談支援）サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

②交通費

通常のサービス実施地域の利用者への訪問等の交通費は無料です。ただし、通常の事業の実施地域以外の利用者への訪問等の交通費は、通常の事業を実施する地域を超えた地点から1km当たり20円いただきます。

7. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令（及び始良市個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定特定相談支援等サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

9. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- お客様相談係<苦情受付窓口（樋之口 亮）> [職名] 管理者
- 受付時間 毎週火曜日～金曜日 9：00～17：00
- <苦情解決責任者 樋之口 亮 [職名] 管理者>

(2) 行政機関その他苦情受付機関

始良市役所 障害福祉サービス担当課	所在地 鹿児島県始良市宮島町 25 番地 電話番号 0995-66-3111 FAX 0995-65-6964 受付日・時間 平日 8:30～17:00
鹿児島県社会福祉協議会	所在地 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号 (鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス利用支援室) 電話番号 099-286-2200

平成 25 年 4 月 1 日 作成

平成 27 年 4 月 1 日 改定

平成 29 年 4 月 1 日 改定

令和 年 月 日

指定特定相談支援等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 樋之口 亮

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援等サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第173号（平成18年9月29日）第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。